資料№4

学童保育所の定員を変更すること等について

【概要】

近年の登録児童数の増加により、現行の条例定員と受入れ実態との間に乖離が生じています。これまで各学童保育所では、国の設置基準（1 人あたり 1.65 ㎡以上）を遵守しながら受入れに努めてきましたが、臨時的な対応が続いており、運営の安定化が課題となっています。

このため、施設ごとの専用区画面積や安全な保育環境を踏まえた実態に即した定員へ見直すとともに、臨時運営してきた保内小学校内の学童保育所を条例上の正式な施設として位置付ける条例改正を検討しています。本改正は受入れ人数の拡大を目的とするものではなく、実態に合わせた適正化を図るものです。

【学童保育所の名称、位置及び定員（案）】

名称	位置	現行定員（人）	改正後定員（人）
二之町学童保育所	村上市二之町 1 番 10 号	50	90
南町学童保育所	村上市南町二丁目 11 番 58 号	40	50
瀬波学童保育所	村上市瀬波上町 4 番 1 号	60	70
山辺里学童保育所	村上市日下 1428 番地（村上市立山辺里小学校内）	45	70
南町学童保育所なんしょうクラブ	村上市南町二丁目 1 番 11 号（村上市立村上南小学校内）	50	60
保内小学校学童保育所	村上市下鍛冶屋 264 番地 2（村上市立保内小学校内）	－	70
金屋学童保育所	村上市金屋 2014 番地 1（村上市立金屋小学校内）	20	50
神林学童保育所	村上市上助渕 1900 番地	100	135
朝日学童保育所	村上市小川 29 番地 3	40	85
さんぽく森のなかよし学童保育所	村上市勝木 730 番地	60	70